



## 岐阜セントフィールドカントリー倶楽部

# 会 則

### 第1条

本会則は、株式会社セントフィールドカントリー倶楽部の株主である正会員(メンバー)として、または特別会員等、が上記会社が経営するゴルフ場を利用する際の規則を定めるものである。  
さらに、理事会につき、定める。

## 第1章 会 員

### 第2条

株主は正会員として登録をすることができる。  
正会員は、ゴルフ場利用の際、料金・予約などにつき正会員としての待遇を受けることができる。  
また、株主は所有株式につき正会員登録をしないことができる。

### 第3条

正会員は、正会員としての待遇を受け、年会費を支払い、本会則その他、ゴルフ場利用規則に従う。

### 第4条

正会員の資格は、次の事由により停止する。

- (1) 年会費の滞納
- (2) ゴルフ場利用に係る代金の滞納
- (3) 名義を他に貸与したり、他人に自己の名称を使用させたとき
- (4) 細則に定める正会員資格取得拒否事由に該当するとき

上記理由により停止した正会員資格は、資格停止事由解消後、取締役会の承認を得て回復する。

### 第5条

取締役会は、特別会員を募集することができる。

この募集については、事前または事後に株主総会の承認を得ることとする。ただし、正会員と同様の権利を有する特別会員を募集することはできない。

特別会員は、特別会員としての待遇を受け、特別会員としての義務を負い、本会則その他、ゴルフ場利用規則に従う。

## 第2章 理事会

### 第6条

理事会は、会員の相互の親睦を図り、会員の競技を支援する目的で設置される。

### 第7条

理事会の構成員は、取締役会で推薦し、株主総会で承認する。理事は名誉職とする。

### 第8条

理事は3名以上とし、株主または正会員でなければならない。

### 第9条

理事長は1名、常務理事若干名は、理事会の互選により選任される。

### 第10条

理事会は、細目のとおり運営委員を選任し、倶楽部運営に関する事項を担当させる。また、理事は委員会に出席する。

### 第11条

理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

## 第3章 雑則

### 第12条

本会則は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決により、内容を変更する事ができる。

## 第4章 附則

### 第13条

1. 本会則は平成15年4月1日より実施する。
2. 本会則の変更は令和5年4月1日より実施する。

# 細 則

## 第 1 章 正会員

### 第 1 条

株主は株式購入の際に、正会員資格を得るかどうか書面で会社に申し入れる。

### 第 2 条

下記の者には、正会員資格を認めない。

- (1) 自己の株式により正会員となっていた者が、正会員資格を停止されていたとき
- (2) 反社会的行動のある団体の構成員（暴力団構成員など）
- (3) ゴルフ場運営上支障があると認められる法人又は個人
- (4) 当ゴルフ場の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき
- (5) その他、ゴルフ場利用者としてふさわしくない非行、行状が存するとき

### 第 3 条

正会員資格を認められた正会員は、別定の正会員登録費用を支払う。

### 第 4 条

正会員資格の登録状態の解消は、毎年 6 月末日、又は 12 月末日までに申し出ることとする。

この際、既に納入された年会費は返還しない。

未登録状態であった正会員資格により新たに正会員を認めることにともなう年会費は、附与された月から生じる。

変更による年会費の精算は、これから正会員になる者と今まで正会員であった者の間で行う。

### 第 5 条

正会員は下記の場合、会員資格を失う。

- (1) 株式の移転
- (2) 解消
- (3) 死亡

### 第 6 条

資格を停止された正会員は、停止が解消されるまでは、正会員の待遇を受けられないのみならず、特別会員、一般来場者としても、ゴルフ場を利用できない。

### 第 7 条

法人会員につき正会員待遇を受けられるのは当該法人の役員及び社員に限るものとする。

## 第2章 特別会員

### 第8条

取締役会は、経営向上の一方法として特別会員を募集することができ、その内容、募集方法を決定することができる。

但し、第2条第2項(2)ないし(5)記載にあたる者の募集はできない。

### 第9条

特別会員に、正会員と同等又はそれ以上の待遇を与えることはできない。

### 第10条

特別会員の資格を第三者に譲渡、相続、変更することはできない。その資格停止については、会則第5条を準用する。

### 第11条

資格停止が解消されるまでは、特別会員の待遇を受けられないのみならず、正会員、一般来場者としても、ゴルフ場を利用できない。

### 第12条

取締役会は、特別会員の募集につき、原則として、事前に株主総会において出席株主の議決権の過半数の承認を得なければならない。

但し、やむをえず、事前に承認が得られない場合には、事後遅滞なく承認を得なければならない。

## 第3章 一般来場者（ビジター）

### 第13条

一般来場者は正会員の同伴又は紹介、特別会員の同伴により、入場することができる。

但し、第2条第2項(2)ないし(5)記載の者の入場はできない。

### 第14条

一般来場者を同伴、紹介した会員は、その一般来場者の会社に対する支払い義務を連帯して保証するものとし、場内での行為の一切につき会社に対し責任を負うものとする。

一般来場者の会社に対する債務の未払いは、同伴又は紹介した会員の利用料金滞納と同視され、その会員の資格停止事由となる。

### 第15条

一般来場者は、別に定めるゴルフ利用代金を支払う。

## 第4章 委員会

### 第16条

理事会は、正会員の中から、運営委員会の委員及び正副委員長を選任する。また、必要に応じて委員会内に専門部会を置くことができる。

### 第17条

委員会委員及び正副委員長の任期は二年とし、次年度委員及び正副委員長選任までその職務を行う。委員及び正副委員長は再任ができるものとする。

### 第18条

委員会は委員長が招集し、議長となる。

## 第5章 雑則

### 第19条

本細則の変更は、取締役会でこれを決し、その後遅滞なく株主総会で承認を得なければならない。

## 第6章 附則

### 第20条

1. 本細則は平成15年4月1日より実施する。
2. 本細則の変更は令和5年4月1日より実施する。

平成15年4月1日制定